

# 入札説明書

件名 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

仙台市交通局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市交通局契約規程（昭和39年仙台市交通局規程第23号。以下「規程」という。）、仙台市交通局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年仙台市交通局規程第23号。以下「特例規程」という。）、仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日仙台市交通事業管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、仙台市交通局（以下「本局」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名（件名）及び数量
- (2) 調達物品の特質等
- (3) 納入場所
- (4) 納入期限

} 別記の1

### 2 競争加入者に必要な資格

一般競争入札参加申請書等の提出期限現在において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により入札参加資格があると認められた者とする。

- (1) 本局の競争入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。（別記の3により申請した者も含む。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (4) 仙台市交通局有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日仙台市交通事業管理者決裁。）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 別記の2(1)(2)全てに該当すること。（別記の3により申請した者も含む。）

### 3 競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、別記の5(1)(2)(3)(4)で示した全ての書類を、別記の6に示した日時までに、仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）に持参又は配達証明付き書留郵便により提出すること。

### 4 「平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）についての質問及び回答

- (1) 競争入札参加希望者は、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、別添質疑応答書を用い、別記の7(1)に定めるところにより、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質問に対する回答は、別記の7(2)に示した期限までに、仙台市交通局総務部財務課内に掲示することにより行う。

### 5 競争入札参加資格の審査結果の通知

上記2に掲げる審査結果については、別記の8に示した期限までに通知する。

### 6 入札保証金

入札保証金は免除する。

## 7 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時・場所は、別記の9(2)に定める。
- (2) 競争加入者又はその代理人は、仕様書、契約書案及び規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 競争加入者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。
- (4) 入札室には、競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 競争加入者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書(写し可)及び身分を確認できるもの(自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等で全て原本)並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 競争加入者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 競争加入者又はその代理人は、本局様式の入札書及び委任状(別添)を使用すること。
- (10) 競争加入者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。
  - ア 供給物品名(件名) 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入(単価契約)
  - イ 入札金額
  - ウ 競争加入者の会社(商店)名、入札者氏名及び押印(外国人にあつては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。)
  - エ 代理人が入札する場合は、競争加入者の会社(商店)名、入札者氏名(代理人の氏名)及び押印
- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とし、仕様書6に記載の予定数量に応じた総額(消費税及び地方消費税額抜き)で入札すること。
- (12) 競争加入者又はその代理人は、入札書を作成し、当該入札書を封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日付、件名、競争加入者の氏名(法人にあつては、その名称又は商号)を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便(配達証明付き書留郵便に限る。)による入札は、二重封筒とし、上記で示した入札書のほか、一般競争入札参加資格認定通知書の写しを同封すること。ただし、郵便による入札は初度のみ認める。

また、別記の9(3)に定める期限までに到達するよう郵送すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (13) 競争加入者又はその代理人の入札金額は、調達物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (14) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、競争加入者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (15) 競争加入者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (16) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン(えんぴつは不可)を使用すること。
- (17) 競争加入者又はその代理人から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (18) 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印して

おくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）

- (19) 競争加入者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (20) 天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。また入札執行主務者は、競争加入者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (21) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし異議を申し立てることはできない。
- (22) 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (23) 開札した場合においては、競争加入者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

## 8 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 上記2に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 調達物品名（件名）及び入札金額のない入札書
- (4) 競争加入者の会社（商店）名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の会社（商店）名、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 調達物品名（件名）に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(4) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

#### 10 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。

- (1) 「2 競争加入者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

#### 11 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

#### 12 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

#### 13 契約保証金

契約保証金は免除する。

#### 14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合には、落札者は、交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から5日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約締結権者が別に定めた期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

#### 15 支払いの条件

納入物品の代金は、検査合格後請求により30日以内に支払う。

#### 16 契約条項

別紙契約書案、規程及び特例規程による。

#### 17 その他必要な事項

- (1) 競争加入者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該競争加入者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

## 別記

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 調達物品名（件名）及び数量

平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

数量は別添「平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (2) 調達物品の特質等

仕様書のとおり

#### (3) 納入場所

仕様書のとおり

#### (4) 納入期限

仕様書のとおり

### 2 競争加入者に必要な資格

(1) 本局の競争入札参加資格を有する者のうち、申請種目を「輸送機器」で申請している者であること。

(2) 別紙1「仕様書に適合することの確認申請書」（以下「確認申請書」という。）と別紙2「タイヤ更生に関する調書」（以下「更生調書」という。）を仙台市交通局自動車部整備課（以下「発注課」という。）に提出し、納入しようとするスタッドレスタイヤが仕様書に適合することの確認を発注課より受け、確認印を受けた確認申請書と更生調書を一般競争入札参加申請時に仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）に提出した者であること。

### 3 本局の競争入札参加資格の決定を受けていない者の資格申請

入札に参加する者で、本局の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

(1) 受付期間 平成28年4月25日（月）～平成28年5月10日（火）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜祝日を除く。

(2) 提出場所 仙台市財政局契約課（物品契約係） 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所内

(3) 提出書類 仙台市所定の競争入札参加資格申請書及び添付資料  
仙台市ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.sendai.jp/dl/s/zaisei.html>

(4) 提出方法 持参すること。

### 4 入札説明書等の公開期間及び入手方法

(1) 公開期間 平成28年4月25日（月）から

(2) 入手方法 仙台市交通局ホームページでダウンロードすること。

<http://www.kotsu.city.sendai.jp>

### 5 一般競争入札参加申請に必要な書類

(1) 一般競争入札参加申請書

- (2) 誓約書（要綱 別記様式）
- (3) 別紙1「仕様書に適合することの確認申請書」
- (4) 別紙2「タイヤ更生に関する調書」

予め一般競争入札参加申請の前に、確認申請書2部と更生調書2部を発注課に提出し、納入しようとするスタッドレスタイヤが仕様書に適合することの確認を発注課より受け、確認印を受けた確認申請書と更生調書を一般競争入札参加申請時に仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）に提出すること。

発注課の所在地は下記6(2)の所在地に同じ。

## 6 一般競争入札参加申請に必要な書類の受付期間、提出場所及び提出方法

- (1) 受付期間 平成28年4月25日（月）～平成28年5月19日（木）の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。ただし、土曜日及び日曜祝日を除く。
- (2) 提出場所 仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）仙台市青葉区木町通一丁目4番15号
- (3) 提出方法 持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

## 7 仕様書についての質問及び回答

- (1) 質問書の提出期間・場所等（見積に必要な事項に限る。）  
上記6(1)の期間に上記6(2)の場所に、持参又は配達証明付き書留で郵送すること。
- (2) 質問書に対する回答期限  
平成28年5月27日（金）

## 8 一般競争入札参加資格の審査結果の通知

上記6に対する一般競争入札参加資格の審査結果を、平成28年5月27日（金）までに一般競争入札参加申請者に対して書面により通知する。この場合、一般競争入札参加資格がないと認められた者から請求があったときは、当該資格がないと認めた理由を併せて書面により通知する。

## 9 入札及び開札

### (1) 入札担当部局

（郵便番号）980-0801  
（所在地）仙台市青葉区木町通一丁目4番15号  
（担当課）仙台市交通局総務部財務課（契約管財係）  
（調達責任者）仙台市交通事業管理者 西城 正美

### (2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 平成28年6月9日（木）午後2時30分  
イ 場所 仙台市交通局本局庁舎5階入札室

### (3) 入札書の提出方法（持参又は郵送すること。電子入札は行いません。）

持参の場合、上記9(2)に指定する日時・場所に持参する。

郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）の場合、平成28年6月8日（水）まで上記9(1)の場所に必着とする。

## 留意事項

※一般競争入札参加資格認定通知書の再発行はいたしません。

※下記の書類が不備の際、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意願います。

### ○ 申請時の提出書類（いずれも原本とする。）

No	項 目	チェック
1	一般競争入札参加申請書	
2	誓約書（要綱 別記様式）	
3	別紙1「仕様書に適合することの確認申請書」※発注課の確認印を受けたもの	
4	別紙2「タイヤ更生に関する調書」	

### ● 入札時の必要書類等

No	項 目	チェック
1	一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）	
2	身分を確認できるもの（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。）※写真付名刺、健康保険証は不可。	
3	代理人が入札する場合は、委任状（本局様式に限る。）	
4	入札書（本局様式に限る。）	
5	入札用封筒（日付・入札件名・会社名を記入すること。）	
6	再度入札等に使用する印鑑	

整理番号	
------	--

一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

申請人住所  
会社（商店）名  
氏 名 印  
電話番号（ ） ー

物品等又は特定

役務の名称（件名） 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。  
なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

1. 誓約書
2. 別紙1「仕様に適合することの確認申請書」※発注課の確認印を受けたもの
3. 別紙2「タイヤ更生に関する調書」

注 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請して下さい。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

当社は、仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁）第3条の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

(別紙1) (※本書は2部作成のこと)

整理番号	
------	--

仕様書に適合することの確認申請書

件名：平成 28 年度霞の目営業所等 11R22.5 スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

タイヤの規格，品質，性能，諸元等（※規格等について記載された書類又は説明資料を添付すること。）

	①タイヤの名称等	②規格名
	③タイヤの品質，性能，諸元等	
1	①	②
	③	
2	①	②
	③	
3	①	②
	③	

本書と併せて別紙2「タイヤ更生に関する調書」を提出し、「平成 28 年度霞の目営業所等 11R22.5 スタッドレスタイヤ購入（単価契約）仕様書」に適合することの確認を申請いたします。

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 あて

申請人住所  
会社（商店）名  
氏 名

印

-----  
(切り取らないで下さい。)

上記の申請について「平成 28 年度霞の目営業所等 11R22.5 スタッドレスタイヤ購入（単価契約）仕様書」に適合することの確認をいたしました。

平成 年 月 日

仙台市交通局自動車部整備課長 印

整理番号	
------	--

### タイヤ更生に関する調書

件名：平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

1 タイヤの規格、銘柄、トレッドパターンの種類、重視性能、更生可能期間等

	タイヤの規格、諸元等	銘柄	トレッドパターンの種類、型番、品名等	重視性能	更生可能期間
1					
2					
3					

2 上記のタイヤが更生できるトレッドパターンの種類、重視性能、更生の方法、更生を行う者等（※必要に応じて説明する資料を添付すること。）

	更生できるトレッドパターンの種類、型番、品名等	重視性能	更生の方法	更生を行う者、場所、生産能力
1				
2				
3				



印

# 入札書

件名 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

入札金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、  
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

社（商店）名：

氏 名：

印

（注） 予定数量に応じた総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。  
委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

印

# 見 積 書

件 名 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

見積金額

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、  
仙台市交通局契約規程を守り見積いたします。

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

社（商店）名：

氏 名：

印

（注） 予定数量に応じた総額（消費税及び地方消費税額抜き）で見積すること。  
委任をうけて見積する場合には、受任者名で見積すること。

印

# 委任状

平成 年 月 日

仙台市交通事業管理者 様

住 所

委任者

氏 名

印

私は を代理人と定め平成 年 月 日  
仙台市交通局において行う下記件名の入札（見積）に関する一切の  
権限を委任します。

記

件 名 平成28年度霞の目営業所等11R22.5スタッドレスタイヤ購入（単価契約）

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑



〔記載例〕

※本人の場合

# 入札書

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額				¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、  
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成○○年○○月○○日

仙台市交通事業管理者 様

社（商店）名： △△△△株式会社

氏 名： 代表取締役 ○○ ○○ 印

（注） 予定数量に応じた総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。  
委任をうけて入札する場合には、受任者名で入札すること。

〔記載例〕

※代理人の場合

# 入札書

件名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額				¥	○	○	○	○	○

上記の金額で請負（供給）したいので，関係書類を熟覧のうえ，  
仙台市交通局契約規程を守り入札いたします。

平成○○年○○月○○日

仙台市交通事業管理者 様

社（商店）名： △△△△株式会社

氏名： 代理人 ○○ ○○ 印

（注） 予定数量に応じた総額（消費税及び地方消費税額抜き）で入札すること。  
委任をうけて入札する場合には，受任者名で入札すること。



(案)

契 約 番 号  
第.....号

## 単 価 契 約 書

物件の名称 \_\_\_\_\_

上記の物件について、仙台市交通事業管理者を発注者、消費税及び  
地方消費税に係る（課・免）税業者 \_\_\_\_\_ を  
受注者とし、次のとおり単価契約を締結する。

- 1 単 価 ・ 規 格 別記内訳書記載のとおり
- 2 納 入 場 所 発注者の指定する場所
- 3 契 約 保 証 金 免 除
- 4 契 約 期 間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 5 その他の事項 別記記載条項のとおり

平成 年 月 日

発注者 仙台市青葉区木町通一丁目4番15号  
仙台市交通事業管理者 西城 正美 印

受注者 住 所  
氏 名 印

(総則)

第1条 受注者は、表記の契約期間内において、発注者より表記物件の発生があった場合は、その発注された数量を発注者の指定する納期までに表記納入場所に納入しなければならない。

(定義)

第1条の2 この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

(納入の通知)

第2条 受注者は、物件を納入したときは、直ちに検査調書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

(検査)

第3条 発注者は、前条の規定により納入の通知を受けたときは、受注者の立会を求めて物件の検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査に立会わないときは、その検査の結果につき、立会わないことによる異議を申し立てることはできない。

3 第1項の検査に合格しないときは、受注者は直ちに取替え又は補修等を行い、納入期限内又は発注者の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物件の納入及び再検査等については、前条及び前2項の規定を準用する。

(物件の引渡)

第4条 受注者は、納入物件が発注者の行う検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく当該物件を発注者に引渡さなければならない。

(危険負担)

第5条 物件の引渡し前に、納入物件について生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合については、この限りでない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災地変その他その責めに帰することができない事由により、納入期限内に納入することができないときは、納入期限内に発注者に対して、その事由を付して納入期限の延長を求めることができる。

(受注者の履行遅滞の場合における違約金)

第7条 発注者は、受注者が受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に義務を履行しないときは、遅延日数1日につき遅延物件の代金の1,000分の1に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

(契約代金の支払い等)

第8条 受注者は、物件の引渡し後、別記の契約単価に基づき、第9条に従って契約代金の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、その受理した日から30日以内にこれを支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を45日まで延長することができる。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、発注者に対して、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した金額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約代金の計算)

第9条 契約代金は、別記記載の方法により算出した額とする。

(消費税及び地方消費税額)

第10条 前条の契約代金に占める消費税及び地方消費税額(免税業者の場合は、その相当額)は別記記載の方法により算出した額とする。

(契約の解除)

第11条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき
- (2) 契約の履行にあたり検査員等の指示に従わなかったとき
- (3) 前各号に定める場合のほか、契約事項に違反したとき

(談合による解除)

第11条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令が、同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (2) 受注者に対してなされた独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令が、同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 受注者に対してなされた独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。次号において「受注者に対してなされた審決」という。)に対し、受注者が当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受注者に対してなされた審決に対し、受注者が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

(暴力団等排除に係る解除等)

第11条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の代表役員等(仙台市交通局入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。)別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。)又は一般役員等(要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員(要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団関係者(要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (2) 受注者(その使用人(要綱別表第2号に規定する使用人をいう。))が受注者のために行つた行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。)、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。)の威力を利用して県警から通報があり、又は県警が認めたとき。
- (3) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(4) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(5) 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

(6) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

(7) 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第2条第6号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第9条第2項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

（損害賠償）

第12条 受注者は、第11条、第11条の2又は前条の規定によりこの契約を解除され発注者に損害が生じたときは、損害賠償の責めを負う。

（契約単価の改定）

第13条 表記契約期間内において経済状況の変動等により契約単価が時価に比し著しく不相当であることを発注者と受注者双方が認めたときは、協議のうえ契約単価を改定することができる。

（譲渡制限）

第14条 受注者は、発注者が特に承認した場合のほか、契約上の債権を譲渡し、又は担保に供することができない。

（契約外の事項）

第15条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

発注者及び受注者は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。



## スタッドレスタイヤ購入共通仕様書

- 1 タイヤはチューブレスラジアルタイヤでスタッドレスタイヤとする。
- 2 スタッドレスタイヤは、当該製造者が複数保有するトレッドパターンの性能比較により、氷雪上性能又は氷上性能を重視しているものとする。
- 3 タイヤは日本工業規格に適合し、その刻印（J I Sマーク）があること。若しくは、このほかの規格により同等品以上と仙台市交通局自動車部整備課が承認したものであること。
- 4 タイヤの銘柄及びパターンは、すべて同一のものとする。ただし、すべて同一とすることが困難なときは、特記仕様書により納入する営業所出張所ごとに同一とすればよい。
- 5 タイヤは製造年を含む5年間において、更生タイヤとして新品と同様に再生（パターンは当初のものと同じ、又は当初のものに類する氷雪上性能を重視したもの）できるものであること。
- 6 タイヤ更生に関して、別紙2「タイヤ更生に関する調書」を提出すること。
- 7 競争入札参加申請前に別紙1「仕様書に適合することの確認申請書」を別紙2「タイヤ更生に関する調書」と共に仙台市交通局自動車部整備課に提出の上、納入するタイヤが本仕様書に適合することの確認を受けること。
- 8 確認を受けた別紙1「仕様書に適合することの確認申請書」と別紙2「タイヤ更生に関する調書」を、一般競争入札参加申請書と共に仙台市交通局総務部財務課契約管財係に提出すること。
- 9 仙台市交通局自動車部整備課と連絡を密にして、バスの運行に支障をきたすことのないよう停滞なく納入すること。
- 10 納入に係る運搬、搬入は受注者の責任において行い、その費用は受注者が負担すること。
- 11 納入時間は休日を除く9時から17時までの間とし、事前に仙台市交通局自動車部整備課と日程を調整すること。
- 12 納入の際は、当該納入に係る必要事項を記載した納品書を仙台市交通局自動車部整備課に提出すること。
- 13 通常の使用状態においても、異常摩耗等のタイヤ製造上の欠陥が認められた場合は、その原因を調査、報告するとともに、受注者の責任において交換等の対応を無償で行うこと。また、更生タイヤとする際若しくは更生タイヤとした後に、当初のタイヤに製造上の欠陥が認められた場合も同様とする。
- 14 タイヤ購入代金の支払いの請求は、納入時月末締めとする。

平成28年度霞の目営業所等 11R22.5  
スタッドレスタイヤ購入（単価契約）特記仕様書

- 1 契約期間は契約日の翌日から平成29年2月28日までとする。ただし各々の納入時期は下記3のとおりとする。
- 2 タイヤは2016年製造で新品のものとする。
- 3 タイヤのサイズ、予定数量及び納入時期は次のとおりとする。納入時期は気候の変化により前後する場合がある。

品名	サイズ	強度又は荷重指数	単位	予定数量	納入時期
スタッドレスタイヤ	11R22.5	16PR	本	14	11月上旬
スタッドレスタイヤ	11R22.5	16PR	本	28	11月中旬
スタッドレスタイヤ	11R22.5	16PR	本	58	12月上旬
計				100	

- 4 納入場所は次のとおりとし、納入時期に指定するものとする。  
白沢出張所 仙台市青葉区上愛子字下十三枚田30番地の1  
七北田出張所 仙台市泉区八乙女中央三丁目7番55号  
霞の目営業所 仙台市若林区かすみ町9番1号
- 5 このほかについては、「スタッドレスタイヤ購入共通仕様書」による。